

さ情審査答申第123号
平成28年 5月27日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷 幸男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成27年7月24日付けで貴委員会から受けた、「ファイル基準表 常盤中学校 平成26年度」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成27年5月21日付け教管教総第530号によりさいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不存在は違法かつ不当。
- (2) ファイル基準表はすでに作成され存在しているはずである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 さいたま市の文書の管理は、さいたま市文書管理規則（平成13年さいた

ま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。)第29条でファイリングシステムにより管理することとされ、その管理方法は、同規則第3条第3項で電子文書管理システムを利用して行うものとされている。

実施機関の文書の管理についても、さいたま市教育委員会文書管理規則(平成13年教育委員会規則第8号。以下「教育委員会文書管理規則」という。)第2条により、さいたま市の文書の管理の例によるとされているが、同規則の附則により、当分の間、市立の学校についてはこれを適用しないと定められている。

- 2 ところで、ファイリングシステムにおける文書目録であるファイル基準表は原則として電子文書管理システムを利用して作成されるものであるが、電子文書管理システム運用基準の「システムの利用範囲」においても、電子文書管理システムを利用する組織の範囲から学校は除かれている。
- 3 以上のことから、常盤中学校においてファイル基準表は作成されておらず、文書不存在による不開示決定としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「ファイル基準表 常盤中学校 平成26年度」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、学校においてはファイリングシステムが導入されておらず、電子文書管理システムを利用する組織の範囲から除かれていることから、当該行政情報は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないとして、文書不存在による不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分は違法かつ不当であり、ファイル基準表はすでに作成され存在しているはずであると主張し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) ファイル基準表について

さいたま市の文書の管理に関しては、文書管理規則第29条により、「文書は、ファイリングシステムにより管理する。」と規定され、同規則第37条第1項により、ファイル基準表は「年度ごとに作成しなければならない。」と規定されている。また、ファイル基準表は、同規則様式第7号に規定され、ファイリングシステムにおいて文書の発生から、保管・保存、廃棄までを一貫して記録する役割を担っているものである。

(2) 実施機関の文書管理について

実施機関の文書の管理については、教育委員会文書管理規則第2条に

より、「委員会における文書の管理については、さいたま市の文書の管理の例による。」と規定されているが、同規則附則第2項で「当分の間、さいたま市立の小学校、中学校、養護学校及び高等学校における文書の管理については、別に定めるところによる。」と規定されており、学校の文書はさいたま市の文書の管理とは異なる管理を行っている。

また、文書管理規則第3条第3項の規定に基づき、文書の処理及び管理に電子文書管理システムを用いているが、電子文書管理システム運用基準においても、学校は電子文書管理システムの利用の範囲から除かれている。

さらに、当審査会が実施した実施機関の口頭意見陳述時の説明によれば、そもそも学校の文書が通知や照会等の文書の他に答案用紙や各種教材等多種多様なものが存在するためファイリングシステムによる管理に適していないものが多いこと等の理由から、ファイリングシステムを導入するに至っておらず、学校のファイル基準表は作成されていないとのことである。

(3) 本件処分の妥当性について

異議申立人は「ファイル基準表はすでに作成され存在しているはずである。」と主張する。しかし、上記のとおり、学校にファイリングシステムは導入されておらず、ファイル基準表は作成されていないという実施機関の説明には合理性があり、常盤中学校における平成26年度ファイル基準表の存在を窺わせる具体的な事情は存在しない。したがって、本件対象行政情報は不存在であると認めるのが相当である。

なお、異議申立人のその余の主張については、上記結論に影響を与えるものではなく、また、当審査会の権限外の事項でもあることから言及しない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 7月24日	諮問の受理
②	同 年 8月 7日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 8月20日	審議
④	同 年 10月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成28年 5月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)